

美郷町ふるさと美郷応援寄付推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、美郷町ふるさと美郷応援寄付（以下「ふるさと納税」という。）の推進を図るとともに、町内産業の活性化に寄与することを目的として、ふるさと納税を行った者に対して記念品を贈呈する、美郷町ふるさと美郷応援寄付推進事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 美郷町ふるさと美郷応援寄付条例（平成20年美郷町条例第21号）に基づく寄付をいう。
- (2) 寄付者 美郷町に対し、ふるさと納税をした者をいう。
- (3) 協力事業者 法人、団体又は個人事業者のうち、この要綱の規定に基づき事業への参加を申込み、第4条第3項の規定による町長の承認を受けた者をいう。
- (4) 地元特産品等 平成31年総務省告示179号第5条第1項各号のいずれか1つ以上を満たすものをいう。
- (5) 記念品 美郷町のPRにつながる地元特産品等のうち、第5条第2項の規定による町長の承認を受けたものをいう。

(記念品の贈呈等)

第3条 町長は、寄付者からの1回当たりのふるさと納税金額が5千円以上の場合、記念品を贈呈するものとする。ただし、寄付者が記念品の贈呈を希望しない場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による記念品は、法人及び美郷町に住所を有する者には、贈呈しない。
- 3 第1項に規定する記念品の贈呈は、協力事業者が記念品を寄付者に送付することにより行うものとする。

(協力事業者の承認等)

第4条 前条第3項に規定する記念品を送付する協力事業者への参加を

希望する者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 各種法令、条例等に沿った生産、製造、販売又は役務の提供等を行っていること。

(2) 美郷町内に本社、支店、事業所又は工場等を有すること。ただし、美郷町のPRにつながる地元特産品等を提供する場合は、その限りではない。

(3) 代表者及び役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員でないこと。

(4) 町税等の申告がなされ、かつ、滞納がないこと。

2 前項の規定による承認の申請は、美郷町ふるさと美郷応援寄付協力事業者参加承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、町長に申請するものとする。

3 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、結果を美郷町ふるさと美郷応援寄付協力事業者参加承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
（記念品の承認等）

第5条 協力事業者が提供する記念品の承認は、美郷町ふるさと美郷応援寄付記念品応募申込書（様式第3号。以下「申込書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1) 記念品画像（写真）データ

(2) 記念品発送時に同封するパンフレット等

(3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、結果を美郷町ふるさと美郷応援寄付記念品承認（不承認）通知書（様式第4号）により協力事業者に通知するものとする。

（内容変更の承認等）

第6条 協力事業者は、第4条及び前条において承認を受けた内容を変更する場合は、美郷町ふるさと美郷応援寄付推進事業内容変更申請書

(様式第5号。以下「内容変更申請書」という。)により、町長に申請するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による内容変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、結果を美郷町ふるさと美郷応援寄付推進事業内容変更承認(不承認)通知書(様式第6号)により協力事業者に通知するものとする。

(協力事業者の責務等)

第7条 協力事業者は、寄付者へ送付した記念品の品質又は性能等の商品に関する苦情又は事故に対し、責任を持って誠実に対応しなければならない。この場合において、苦情又は事故の事実及び対応の結果を、速やかに、町長に報告しなければならない。

- 2 協力事業者は、美郷町が事業の広報を目的として行うホームページ及びパンフレット等の製作のために必要な協力を行わなければならない。

(事業参加の辞退)

第8条 協力事業者は、事業への参加を辞退しようとするときは、速やかに、美郷町ふるさと美郷応援寄付推進事業辞退届出書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(参加承認又は変更承認の取消し)

第9条 町長は、協力事業者又は記念品が事業にふさわしくないと認められる場合は、第4条第3項、第5条第2項又は第6条第2項による承認を取り消すことができる。

(個人情報保護)

第10条 協力事業者は、第7条第1項の規定により提供を受けた個人情報を厳重に取り扱うとともに、記念品送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。協力事業者でなくなった後も、同様とする。ただし、記念品送付時に同封した協力事業者のパンフレット等により、寄付者から協力事業者への商品申込み等で入手された個人情報の取扱いについては、この限りでない。

(不正利得の返還)

第11条 町長は、協力事業者が偽りその他の不正の手段によって記念品代金等を受領したときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。

(補則)

第12条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定に基づく、事業への参加承認の手続き及びその他の行為は、この要綱の施行期日前においても行うことができる。

附 則 (平成30年3月20日告示第27号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後のふるさと美郷応援寄付推進事業実施要綱の規程は、平成30年3月1日から適用する。

附 則 (平成30年6月1日告示第61号)

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月15日告示第40号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月7日告示第94号)

この告示は、告示日から施行する。